

29第7号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設に関する陳情

受理年月日 平成29年8月29日

陳情者 東大和市南街5-81-2
町田 雄治
東大和市向原6-1389-3
柳下 進 ほか739人

付託する委員会 建設環境委員会

陳情趣旨

小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設（以下、「3市共同資源物処理施設という。」）の都市計画決定手続き中止を求めること。

陳情理由

1. 3市共同資源物処理施設の建設については、地域住民の理解を得られていないままに進められていること。

- ・小平・村山・大和衛生組合、小平市、武蔵村山市、東大和市（以下、「4団体と略」）は、地域住民の理解を得ることを前提として事業を推進。（平成25年1月8日付3市共同資源化事業に関する基本事項確認書）
- ・その後4団体の平成25年11月29日付の3市共同資源化事業に関する確認書で、焼却炉更新を行う上で市民に必要不可欠な施設として進める。と主旨を変説している。

また、同確認書で、地域住民を含め3市全般にわたって説明を継続して行う。住民が参加できる枠組みを確立しその信頼を得て事業を進める。とした。

その住民参加の組織である、3市共同資源物処理施設整備地域連絡協議会も平成29年8月で44回を数えているが、その協議会で専任者から事業の見直しを求める緊急動議が出され、動議の趣旨が決議された状況にある。

2. 3市共同資源物処理施設については、必要性のない施設であること。

- ・処理施設で行う2品目、ペットボトルと容器包装プラスチック（以下、「容リプラと略」）の処理は、東大和市・武蔵村山市では民間委託されている。一方小平市は、ペットボトルと硬質の容リプラの処理を同市のリサイクルセンターで行い軟

質容リプラを衛生組合の焼却炉で燃やしている。新たに小平の軟質容リプラを資源化するためにのみ必要な施設とも言える。いわば4団体ではなく小平市主導の推進事業である。

東大和市民にとっては、処理方法の変更（民間委託から4団体の直営に。直営とはいえ、建物を所有するのみで運営は実質民間に委託）で市民の負担は増大する。（他の2市も同様と思われる。）運営経費の一部や借入金利息等不確定な要素はあるが、確定している部分のみで年間約2,000万円の増となる。（市長への手紙にて問い合わせ、回答にて試算）

3. 当事者としての、小平・村山・大和衛生組合の事業の進め方に問題・課題があること。

- ・施設建設費が平成26年3月の基本構想13.2億円から同29年1月の契約時25.4億円と短期間に大きく増大している。当然衛生組合からは増大理由の概略説明はあるも、具体的・詳細な開示はないままに推移している。
- ・さらに契約締結後も、緑地項目や太陽光パネル計画が変更されたりしている。
- ・協議会での地域委員の質問や疑義に対する回答が不十分だったり、未回答のままに推移している。

特に環境面での課題である、排気ガスに関するシミュレーションが提示されていないことは問題。（衛生組合の発言は、建設後は分析できるも事前では難しいとしている。）

——等々、大事業を行う当事者としては課題がある。納税者である市民としては、信頼性にも疑問があり手放しでは任せられない。

- ・小平・村山・大和衛生組合議会の議会としてのチェック機能発揮にも課題がある。衛生組合議会に派遣されている各市の議員の取り組み姿勢にもばらつきが伺える。市民負担を増大し、市の財政にもかかわる大事業につき、当然のことながら議員の皆様には真摯な対応を希望するところである。